



～生活習慣病予防健診を利用されていない事業所の皆さまへ～

## 定期健康診断(事業者健診)の結果データをご提供ください

協会けんぽ鳥取支部では、労働安全衛生法による定期健康診断(事業者健診)を受けた40歳以上の加入者の皆さまの健康をサポートするため、事業者健診結果データの提供をお願いしています。

次のいずれかの方法で、健診結果データをご提供ください。なお、生活習慣病予防健診を利用された方は手続き不要です。

提供対象者

40～74歳の  
協会けんぽ  
加入者

### 提供方法 ① 事業所様がデータ提供にかかる「同意書」を協会けんぽに提出

協会けんぽが健診機関から健診結果の提供を受けます。  
同意書は、協会けんぽ鳥取支部のホームページから印刷していただけます。

同意書は  
こちらから



### 提供方法 ② 事業所様が協会けんぽに「健診結果の写し」を提供

健診結果をコピーし、協会けんぽへご郵送ください。



提供方法は  
詳しくはこちら



データを提供すると  
どうなるの？

プロ(保健師または、管理栄養士)による  
健康サポート(特定保健指導)を受けることができるよ！



「健診結果データの提供」についてのお問い合わせはこちら ▶ 保健グループ TEL 0857-25-0054

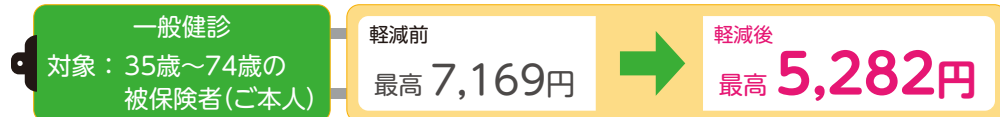


## さらに充実!協会けんぽの「健康づくり」事業

令和5年度から皆さまの健康づくりをより応援するために、「健康づくり」事業を順次開始しています!

### 生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減

協会けんぽでは、年度内にお一人様につき1回、健診費用の一部を補助しています。この度、被保険者(ご本人)様が対象の生活習慣病予防健診の費用補助の割合が拡大し、皆さまの自己負担額が引き下げられました。生活習慣病予防健診をぜひ、ご利用ください。



いっぽくん

令和5年4月  
スタート!



### 早期に医療機関の受診が必要な方への受診勧奨

協会けんぽでは、健診の結果、重症化の恐れがあり緊急性が高い方へ、お手紙やお電話で、医療機関の受診をお願いしています。委託先(株式会社エス・エム・エス)より事業所を通じてご連絡させていただくこともございますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 申請書(届出書)は新様式で提出を!

令和5年1月に申請書(届出書)の様式が新しくなっていますので、新様式の申請書(届出書)をご使用ください。

旧様式で申請された場合は、事務処理等に時間を要します。新様式での申請にご協力いただきますようお願い申し上げます。

新様式の申請書(届出書)が  
手元にない場合は?



協会けんぽホームページよりダウンロードしていただくことができます。また、ダウンロードが困難な場合は協会けんぽ鳥取支部へ郵送をご依頼ください。

こちらから  
ダウンロード!



### メールマガジン会員募集中!

スマートフォンをお持ちの方は  
こちらからどうぞ▶



申請書の提出など  
お手続きはすべて郵送で!

協会けんぽ 鳥取 検索

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地  
アクティ日ノ丸総本社ビル 5階



全国健康保険協会 鳥取支部  
協会けんぽ

TEL : 0857-25-0050(代表)